

心血管カテーテル治療専門医更新申請要項

1. 活動実績(更新単位)事前登録申請期間 : **2022年5月31日まで**

- 2018年度より、学会活動参加単位、論文発表などの活動実績を事前に登録するシステムを導入しております。
- 更新に必要な単位は、随時登録していただき事務局で「受理」された実績分が更新申請時にカウント可能です。
- CVIT 総会、地方会、一部の研究会など、会員証をバーコードで読み取り、参加登録を行っている場合は、既にシステムに自動的に反映されていますので、事前登録は不要です。
- 2020年以降の CVIT 認定ライブ、認定研究会は、視聴ログをもとにシステムに自動的に反映されている方は、事前登録は不要です。
- 活動実績事前登録マニュアル (<http://www.evit.jp/files/specialty-system/2020/manual-update.pdf>) をご確認の上、**2022年5月31日**までにご登録のご協力をいただけますようお願いいたします。
- e-ラーニング受講分は、2022年1月に活動実績の反映を行います。

【更新時に必要な研修単位】

認定後 5 年間に本学会および関連学会が主催する学術集会、本学会が認定した学術集会、学術講演会、研究への参加と、学会発表または学術論文掲載により、心血管カテーテル治療専門医は研修単位 50 単位を取得しなければならない。尚、研修施設群の運用のための細則で定める施設群指導医は、指導する施設数にかかわらず、上半期(1月～6月)、下半期(7月～12月)それぞれ最低 1 回の指導を行うことで、5 単位を付与する。但し、審議会への申請とその承認を必要とする。また、複数の施設群指導医が 1 施設を指導した場合は、その主担当指導医のみの適用とする。50 単位のうち、以下の 3 つを必須とする。

- ライブ単位: 10 単位 (10 単位を超える分はカウントしない)
 - 放射線防護講習会: 1 単位 (1 単位を超える分はカウントしない)
 - 医療安全・倫理講習会: 1 単位 (1 単位を超える分はカウントしない)
- ※ COVID-19 の影響による救済措置では、認定を受けてからもしくは最終更新年から 2021 年 12 月 31 日までの参加単位が今回の更新時にカウントされます。
- ※ 2022 年 1 月 1 日以降の参加単位は、次回更新時にカウントされます。

心血管カテーテル治療専門医の資格更新申請の手続きには、以下のものをアップロードしなければならない。

- 学術集会、講演会に参加したことを証明する参加証の写し
 - 発表者を証明するプログラムの写し
 - 論文タイトルのページの写し
 - 放射線防護講習会に参加したことを証明する参加証の写し
 - 医療安全・倫理講習会に参加したことを証明する参加証の写し
- (日本循環器学会および審議会が認めた放射線防護講習会および医療安全・倫理講習会に参加した場合は、参加したことを証明する参加証の写しで可)

心血管カテーテル治療専門医更新申請要項

2. 申請期間：2022年夏(予定)

- 2022年度更新に必要な書類申請受付期間です。詳細は更新申請時期が近くなりましたら、改めてご案内いたします。マニュアルの公開をお待ちください。
- 事前登録され、事務局で「受理」された活動実績および CVIT 総会、地方会、一部の研究会など、会員証をバーコードで読み取り、参加登録を行っている分は申請画面に取得単位一覧として表示されます。

1. の【活動実績(更新単位)事前登録】と、2. の【更新申請】は、異なる手続きのため、両方をお間違えないよう、手続きをお願いします。

【更新時に必要な書類】

- ① 資格更新審査申請書
- ② 症例登録事業(レジストリー)参加登録宣誓書
- ③ 5年間で250症例以上のカテーテル治療の治療経験
 - ※ COVID-19の影響による救済措置では、6年間で250症例以上のカテーテル治療の治療経験 NCD データベースに完了承認済みで登録されている症例を自動集計し審査します。
 - ※ COVID-19の影響による救済措置での自動集計の対象は、認定を受けてからもしくは最終更新年から2021年12月31日までの症例となります。
 - ※ 2022年1月1日以降の施行数は、次回更新時にカウントされます。
 - ※ 認定を受けてからもしくは最終更新年から2021年12月31日までの未登録 EVT/SHD 症例は、症例フォーマットを用いて提出することが可能です。
 - ※ 研修施設群の運用のための細則で定める施設群指導医は、指導する1施設につき、満1年間の指導を行うことで、指導的介助者として PCI5 件を行ったとみなします。但し、専門医認定医制度審議会への申請とその承認を必要とします。また、複数の施設群指導医が1施設を指導した場合は、その主担当指導医のみの適用といたします。e-casebook および指導の記録を元に「満1年間」を満たすかどうか判断いたします。

【備考】①～③の書類提出方法については、CVIT ホームページに掲載いたします「資格更新申請マニュアル」をご確認ください。

心血管カテーテル治療専門医更新申請要項

3. 名誉専門医への移行申請

更新に必要な症例数を確保できない心血管カテーテル治療専門医の申請に応じて審査を行います。

【名誉専門医移行申請に必要な研修単位】

認定後 5 年間に、本学会および関連学会が主催する学術集会、本学会が認定した学術集会、学術講演会、研究会への参加と、学会発表または学術論文掲載により、名誉専門医は研修単位 25 単位を取得しなければならない。尚、研修施設群の運用のための細則で定める施設群指導医は、指導する施設数にかかわらず、上半期(1 月～6 月)、下半期(7 月～12 月)それぞれ最低 1 回の指導を行うことで、5 単位を付与する。但し、審議会への申請とその承認を必要とする。また、複数の施設群指導医が 1 施設を指導した場合は、その主担当指導医のみの適用とする。25 単位のうち、以下の 3 つを必須とする。

ライブ単位:10 単位(10 単位を超える分はカウントしない)

- 放射線防護講習会:1 単位(1 単位を超える分はカウントしない)
- 医療安全・倫理講習会:1 単位(1 単位を超える分はカウントしない)

※ 認定を受けてからもしくは最終更新年から 2021 年 12 月 31 日までの参加単位が今回の更新時にカウントされます。

※ 2022 年 1 月 1 日以降の参加単位は、次回更新時にカウントされます。

名誉専門医移行申請の手続きには、以下のものをアップロードしなければならない。

- 学術集会、講演会に参加したことを証明する参加証の写し
- 発表者を証明するプログラムの写し
- 論文タイトルのページの写し
- 放射線防護講習会に参加したことを証明する参加証の写し
- 医療安全・倫理講習会に参加したことを証明する参加証の写し
(日本循環器学会および審議会が認めた放射線防護講習会および医療安全・倫理講習会に参加した場合は、参加したことを証明する参加証の写しで可)

4. 上記 1.2 または 3.の提出方法

「CVIT 専門医認定医制度審議会資格申請（新会員システム）」
(<https://member.cvrit.jp/>) に全データアップロード

※ 郵送での書類提出を廃止しておりますのでご注意ください。

5. 資格更新留保について

「更新における救済措置 (<http://www.cvrit.jp/specialty-system/remedy.html>)」
をご確認ください。

留保申請書類の提出期間は、更新申請期間と同様に 2022 年夏の予定です。

6. 資格更新をせず更新辞退をご検討される場合

CVIT 事務局まで、メール(info@cvrit.jp)にてお知らせください。

※ 専門医の先生が併せて取得されている認定医の資格は更新申請を行うことで維持できます。